

【（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所】

グループホーム ほたるの家

運 営 規 程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人南紀白浜福祉会が開設するグループホームほたるの家（以下「事業所」という。）が行う指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の介護職員等が、認知症且つ要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「介護サービス」という。）を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 指定認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては、要介護者であって認知症であるものについて、共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものとする。

指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては、その認知症である利用者が可能な限り共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- 2 利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切にサービスを提供する。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 4 地域との結び付きを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、他の地域密着型サービス事業者、居宅サービス事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 6 事業所において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 7 介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 8 前7項のほか、「田辺市指定地域密着型サービス等の基準等を定める条例」（平成25年田辺市条例第35号）に定める内容及び関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 グループホーム ほたるの家
- 二 所在地 和歌山県田辺市新庄町3739-5

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名 (計画作成担当者、介護職員兼務)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 計画作成担当者 1名 (管理者、介護職員兼務)
計画作成担当者は、利用者の介護サービス計画作成に従事する。
- 三 介護職員 7名以上
利用者の食事・入浴・排泄等の援助及び健康管理等の生活相談に従事する。

(利用者の定員)

第5条 事業所が行う事業の利用者の定員は、9名とする。

(介護サービスの内容)

第6条 介護サービスの内容は次のとおりとする。

- 一 住居及び食事の提供
- 二 健康管理等の生活相談と緊急時の対応
- 三 食事・入浴・清拭・排泄等の援助
- 四 個別援助計画を作成し安心した生活の援助

(利用料)

第7条 介護サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額となり、法定代理受領サービスでないときは、その全額となる。なお、厚生労働大臣が定める基準(介護報酬告示)を、事業所の見やすい場所に掲示する。

2 前項の額のほか、利用者より次の費用の支払いを受ける。

- 一 食材料費 1, 250 円/日
- 二 家賃 1, 200 円/日
- 三 光熱水費 300 円/日
- 四 日常生活費の利用者負担分 実 費

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(利用にあたっての留意事項)

第8条 利用者は事業所を利用するにあたっては、共同生活上の日課、ルールを守り、介護職員等の指示に従わなければならない。

(緊急時等における対応方法)

第9条 介護職員等は、介護サービスを提供中、利用者の症状に急変、その他緊急事態が生じた場合には、速やかに協力機関に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第10条 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備するとともに、非常災害対策を推進するため、災害対策推進員を配置する。

2 非常災害に備えて、消防計画、台風、地震、集中豪雨等による土砂災害に対応するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2

回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

- 3 前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(衛生管理及び感染症の予防等に関する事項)

第 11 条 適切な衛生管理及び感染症の予防及びまん延の防止等のため、衛生管理推進員を配置する。

- 2 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。
- 3 事業所において、感染症が発生し、又はまん延しないようにするため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - 一 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
 - 二 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - 三 職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(人権擁護)

第 12 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、人権擁護推進員を置くとともに、職員に対し、人権の擁護、虐待の防止等に関する研修を実施するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 13 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 一 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- 二 虐待防止のための指針の整備
- 三 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に当該事業所職員や利用者の家族等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村等に通報するものとする。

(身体拘束)

第 14 条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- 2 事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。
 - 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他職員に周知徹底を図る。
 - 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - 三 介護職員その他職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第 15 条 事業所は、感染症や非常災害の発生において、利用者に対する介護サービスの提供を継続的に実施するための、及び災害時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(記録の整備)

第 16 条 事業所は、認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に関する諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第 17 条 事業所は、介護職員等の資質の向上を図るため研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用後 1 か月以内

二 継続研修 年 1 2 回

2 事業所は、全ての職員（看護師等、関係法令で定める資格を有する者等を除く）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

3 職員は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らしてはならない。

4 職員であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことのないよう、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人南紀白浜福祉会理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 1 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 9 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 9 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 9 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 7 年 12 月 20 日から施行する。